

Lesson

スマイルケア食について



スマイルケア食普及推進ロゴマーク

「スマイルケア食」は、これまで介護食品と呼ばれてきた食品の範囲の区分を整理し、新しく枠組みを整備した食品です。



スマイルケア食識別マーク(青、黄、赤マーク)を表示しようとする場合は、「スマイルケア食識別マーク利用承諾要領」に基づき、農林水産省に申請を行う必要があります。青マーク、黄マーク、赤マークは、表示を行うための利用許諾の条件がそれぞれ異なります。

噛むこと・飲み込むことに問題はないものの、健康維持上栄養補給を必要とする方向けの食品 **青**

「自己適合宣言」により、事業者自らがエネルギー及びたんぱく質の量がこの制度の基準を満たしていることを公表することにより、マークの使用が可能。



青マークの表示方法は、

「スマイルケア食」及び

「エネルギー・たんぱく質の補給に」

という言葉と併記して表示することと定められている。



噛むことが難しい人向けの食品 **黄**



黄マークを表示するには、そしやく配慮食品のJASマークが付されていることが条件。



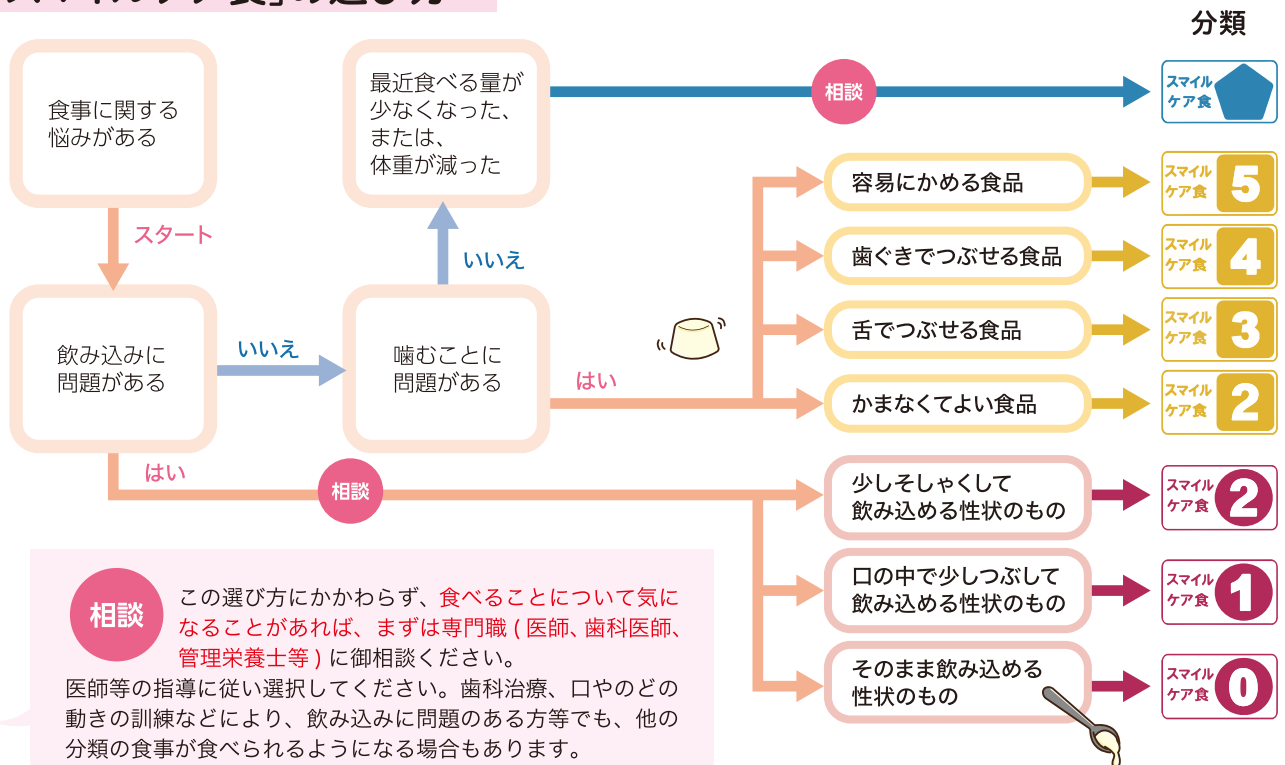
飲み込むことが難しい人向けの食品 **赤**



赤マークを表示するには、特別用途表示許可制度の嚥下困難者用食品の表示許可を得ていることが条件。



「スマイルケア食」の選び方



相談

この選び方にかかわらず、食べることに気になることがあれば、まずは専門職(医師、歯科医師、管理栄養士等)に御相談ください。

医師等の指導に従い選択してください。歯科治療、口やのどの動きの訓練などにより、飲み込みに問題のある方等でも、他の分類の食事が食べられるようになる場合もあります。

